# コンサルティング業務契約書

#### 第1条(業務契約書)

乙は甲に対し、甲の発展に寄与するため、甲の向上に行うサービスを提供するものとする。 (本件コンサルティング業務契約という)

#### 第2条(信用保持)

甲または乙は、双方に信用・名誉・イメージまたはブランド価債を殴損し又はこれらに悪 影響を与えるおそれのある行為を行わないものとする。

# 第3条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より 6 ヶ月とし、自動更新されるものとする。但し双方から異議が成されない場合は、本契約は同一条件にてさらに 6 ヶ月延長されるものとし、それ以降も同様とする。終了原因の如何に関わらず、本契約終了後も本条及び第 7 条、第 12 条、第 13 条の定めは有効に存続するものとする。尚、中途解約を行う場合は、甲は乙に中途解約金として月額費用の 10 ヶ月分を支払うものとする。また中途解約金の支払い期限については、契約撤回を申し出た日より 10 日以内とする。s

#### 第4条(費用)

- 1 甲は乙に対して、本件業務契約として、初期費用 60,000 円 (税込)、 月額費用 12,000 円 (税込) を支払うものとする。
- 2 支払いは一括とし、費用は乙の指定する支払い方法に従うものとする。また、金融機関 の口座に振込送金の場合の振込手数料は甲の負担とする。
- 3 契約日より1ヵ月後を期限とする。
- 4 甲が本契約に基づく費用の支払いを怠った際は、年 14.6%の割合(年 365 日の日割計算) による遅延損害金を乙に支払うものとする。

## 第5条 (通知義務)

甲及び乙は以下の各号のいずれか一つに該当する場合は、乙に対し、予めその旨を書面又は電子メール及び SNS にて通知しなければならない。

- ①個人及び法人の名称又は商号の変更
- ②代表者の変更
- ③個人及び法人の本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

### 第6条(相殺)

乙は、本契約、その他の甲と乙の間で締結された契約に基づき乙が甲に対して負担する債

務と、本契約、その他の甲と乙の間で締結された契約に基づき乙が甲に対して有する債権 とを、その債権債務の履行期限の如何にかかわらず、いつでもこれを対当額において相殺 することができる。

## 第7条 (機密保持)

- 1 甲及び乙は、互いに本契約に基づき知り得た相手方が機密と指定する情報を機密として 保持しなければならない。よって相手方より開示又は貸与を受けた技術上、販売上、そ の他一切の業務上報(本契約の内容を含む)につき、善良なる管理者の注意をもって管理し、 相手方の事前の同意を得ることなしに本契約の目的以外への使用、及び譲渡等の処分を 行ってはならず、また開示漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものと証 明できる場合はこの限りではない。
  - ①相手方から開示された、又は知り得た時点で既に公知公用であったもの、又はその後 自らの責めによらず公知公用になったもの。
  - ②相手方から開示された、又は知り得た時点で既に自らこれを保有していたもの及び取得する以前に既に知得していた情報。
  - ③取得した後に自己の責によることなく、公知公用となった情報。
  - ④第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したもの。
  - ⑤法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。
  - ⑥独自に開発した情報
- 2 前項の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

# 第8条 (弊社の免責事項)

- 乙は、次の各号に該当する事項については責任を負わないものとする。
  - ①甲にとって積極的・肯定的な効果を生じせしめること
  - ②甲にとって消極的・否定的な効果を生じせしめたこと
  - ③アプリ側の急なポリシーの変更に伴うアカウント停止や削除のリスク
  - ④アプリ側の仕様変更に伴う本件貸与物の使用及び収益の是非

#### 第9条(リース契約)

- 1 乙が甲に携帯(iPhone)をリースとして貸した場合において、破損が生じた場合の修理費用 全てを甲が支払うものとする。また、返却時には貸出した状態で返却をすること。
- 2 劣化や破損等がある場合は受取時に限り甲、乙共に指摘し合い確認すること。 その後の指摘に至っては無効とする。
- 3 返却時に破損があった場合の判断は乙の意思を優先とする。
- 4 発送時には、携帯が発送前の状態で安全に発送先まで到着するよう、エアキャップ等で 厳重に梱包を行う。尚、発送時に発生した梱包費用、手数料については甲の全額負担と

する。

## 第10条(契約の解除)

- 1 乙は甲が本契約に違反した場合、本契約を解除することができる。 なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。
- 2 甲は下記各号の一つにでも該当したときは、相手方は何ら催告なくして直ちに契約を解除することができる。
  - ①故意又は過失により本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を求められたに もかかわらず是正を行わないとき
  - ②本契約に違反したとき
  - ③仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき
  - ④破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受けたとき、又は自ら申立 てをしたとき
  - ⑤その他各号に類する不信用な事実があるとき
  - ⑥その他、甲が社会的信用を失墜し又はそのおそれがあり、本契約を存続しがたいと乙 が認めたとき
- 3 甲が、前項各号のいずれかに該当した場合、本契約、個別契約その他の甲と乙の間で締結された契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、甲は乙に対し、その時点において甲が負担する一切の債務とそれに係る損害額を直ちに一括して弁済しなければならない。

### 第11条 (暴排条項)

委託者及び受託者は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約する。

- 1 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及 びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴 力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する 団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」という。)でないこと。
- 2 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
- 3 反社会的勢力を利用しないこと。
- 4 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。
- 5 役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
- 6 自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為

- ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤その他本号1から4に準ずる行為

# 第12条(損害賠償責任)

甲又は乙が、故意又は過失によって本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方に現実に生じた直接かつ通常の損害の範囲でこれを賠償する責を負う。尚、この場合における損害賠償金 100 万円を基準額とする。

# 第13条(紛争解決事項)

- 1 本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意を持って協議決定ないしは解決するものとする。
- 2 委託者及び受託者は、国内外の諸法令、諸規則を遵守し、これに従うものとし、本契約 の準拠法は日本法とする。
- 3 万が一協議の整わざる場合は、大阪地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判 所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

2022年 3月 5日

(1) 甲

住所 〒463-0031

名古屋市守山区本地が丘 1701 本地荘

名前 原武 碧波

電話番号 090-9265-8403

(2) 乙

住所 AXIS 株式会社

大阪府門真市沖町 17-22

名前 代表取締役 石田 敏彦

電話番号 070-4007-8394